

平成22年3月1日から

一部負担還元金、訪問看護療養費付加金の控除額が
変更となり、合算高額療養費付加金が廃止されました。

被保険者の方が診療を受け、あるいは訪問看護を受けた自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)の控除額が現行の25,000円から35,000円に変更になりました。又、合算高額療養費付加金は廃止になりました。

この度の付加給付の改定は、組合財政、他保険者との均衡等考慮したうえでの措置ですので、どうぞご理解くださいますようお願いいたします。